相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県九戸郡野田村大字野田第七地割一一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿宗　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

事務所岩手県二戸市福岡字上町一一番地　福新ストア一階　相続財産管理人　弁護士　橋本　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町三一番地、最後の住所宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町三八番地　被相続人　亡　渡邊　重信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番二二号　第五菊水ビル五階小島妙子法律事務所　相続財産管理人　小島　妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区松原一丁目一四〇一番地、最後の住所石川県加賀市白山台八番地の六七　被相続人　亡　佐藤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

山梨県甲府市北口三丁目八番二四号東條法律事務所　相続財産管理人　弁護士　東條　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡豊丘村大字河野三四七四番地、最後の住所長野県下伊那郡高森町吉田四八一番地一　あさぎりの郷　被相続人　亡　岩崎　兼一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

長野県飯田市八幡町四七二番地二エポック二一ビル三Fミナミ　村松将太法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村松　将太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区北堀江三丁目八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　磯上　弘吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

大阪市北区南森町一丁目四番一九号サウスホレストビル七階　しんらい総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　廣田　一樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字椿四一一三番地、最後の住所山口県宇部市大字西岐波四七一三番地　被相続人　亡　杉山　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

山口県宇部市松島町一八番一〇号太陽生命ビル四階　相続財産管理人　弁護士　近本佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市上町三丁目六三番地、最後の住所高知市城山町二七〇番地高知鏡川病院　被相続人　亡　小島　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

事務所高知市上町四丁目四―六　相続財産管理人　森　康浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字河原内三六七七番地、最後の住所大分県大分市牧三丁目二番七―一〇三号　三和コーポ五　被相続人　亡　中島　良三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十二日

大分県大分市荷揚町九番一〇号さくらビル二階　相続財産管理人　佐藤　朗

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年1月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アン　②国土交通大臣(2)8245　③代表取締役　村田賢治　④広島県広島市中区紙屋町二丁目2番9号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市名東区本郷三丁目178番地102号　（旧所在地）岡山県岡山市北区駅元町22番17号　⑤500万円　⑥中国地方整備局長　⑦広島県広島市中区紙屋町二丁目2番9号　株式会社アン　代表取締役　村田賢治

無縁墳墓等改葬公告

健全な霊園の維持管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成三十年一月十二日

一　墳墓等所在地　埼玉県白岡市上野田一三七四―一

一　墳墓等の名称　白岡霊園

一　死亡者の本籍及び氏名　埼玉県岩槻市野孫八四七―一　後田一郎、岩手県岩手郡岩手町大字川口第三八地割四六　佐藤哲雄、埼玉県浦和市栄和二〇七―一　中村法市　中村惠津、埼玉県幸手市栄四　田村忠雄、埼玉県大宮市片柳一一〇〇―一　塚越伊三雄、東京都北区志茂二―四七―四　飯島弘、千葉県野田市柏寺三二三―三〇　逆井武、埼玉県久喜市野久喜六二四―一　市村ふみ子、埼玉県久喜市東二―一五　田口豊、神奈川県愛甲郡愛川町春日台四―二―六―四〇五　冨森厚志

一　改葬を行おうとする者　埼玉県白岡市上野田一三七四―一　宗教法人雲泉寺　代表役員　田口　文夫